

## ハラスメント防止のための指針

- 1 職場におけるハラスメントは、職員を働きにくくさせる問題であり、職場のモラルを低下させ、業務の円滑な遂行を妨げます。

自身や相手の立場を考えるとともに、業務の適正な範囲を把握したうえで、指導・育成にあたりましょう。

- 2 職場で性的な言動を行って、周囲の職員を不快にさせていると思ひ当たる人はいませんか。行う側は軽い気持ちでも、された側は不快に感じている場合があります。

性的な言動には、性的指向や性自認に関すること含まれます。自己の感覚のみでなく、多様な考え方を認識することにより言動に留意しましょう。

職場においては、性別にかかわらず職員は対等なパートナーです。パート、アルバイト、派遣職員の皆さんも同じ職場に働く仲間です。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、ハラスメントのない快適な職場を作っていきましょう。

- 3 求職者に対してもハラスメントは禁止されています。

事業場外で面談・面接（面談等）は行わない、面談等は1対1で対応しない、特段の事情がない限り所定の労働時間以外に面談等を行わない、求職者とメール等でやりとりする場合は仕事の内容に限って行うなど、ハラスメントが起きない体制を講じましょう。

- 4 育児休業・介護休業などに関してもハラスメントは禁止されています。

各種制度を利用することは職員の権利です。職員の就業環境を害する言動を行ってはいけません。

- 5 ご利用者・ご家族からのクレーム・言動により困っていることはありませんか。

クレームには、サービスの改善を求める正当なクレームがある一方で、過剰な要求を行ったり、不当な言いがかりをつけたりする悪質なクレームもあります。

クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、その要求を実現するための手段や様態が社会通念上不相当なものである場合は、ハラスメントに該当する可能性があります。その場合は、相談窓口を利用するなどして、一人で抱え込まないようにしましょう。

- 6 本会の職員が不快に感じる言動は、他社の職員も不快に感じることは当然であり、本会の職員としてこのような言動は厳に慎みましょう。

- 7 職場におけるハラスメントに関する相談・苦情は、相談窓口で受け付けます。（口頭でもメールでも相談を受け付けます。）

プライバシーは守られますので安心してご相談ください。

### 【相談窓口】

電話番号：011-896-5010（法人本部）

メールアドレス：eiwakai.info@eiwakai.or.jp

